

いわき市遠野オートキャンプ場 施設利用規則

第一条 (目的) 本利用規則は、いわき市の定めるいわき市遠野オートキャンプ場条例を基に、いわき市遠野オートキャンプ場(以下、TAC)を利用する際の使用の範囲を定めるものである。TACにおいては「市民の健全な余暇の活用に供するとともに、恵まれた自然とのふれあいを通して、都市住民との交流を図り、もって地域振興に資する」ことを目的に設置された地域振興拠点施設である。

第二条 (マナーの遵守) TAC 施設使用にあたって、社会的にも自然的にもマナーを守って使用する。

第2項 マナーを守らず危険行為や他の使用者の迷惑になる行為を行った場合は、使用の許可を取り消すこととする。悪質な場合は警察へ通報し、強制退場とする。

第3項 20:00以降の車の出入りは最小限にし、第十一条④の消灯時間以降は、照明を最小限にし、静かに過ごすか、就寝する。(時間は24h表示)

第4項 長期滞在中もしくは出掛ける時は、荷物をまとめて戸締り等を行い、急な天候の変化や強風などの対策をする。

第三条 (禁止事項) 以下の行為はTAC 施設使用にあたり禁止とする。

- ① ペット同伴での入場
- ② 音の出る機器の使用(ラジオ・テレビ・カラオケ・カーオーディオ・スマホ・携帯など)
※スマホ・携帯等で通話をする場合は最小限にする。
- ③ 発電機の使用(小型・大型問わず)
- ④ 花火の使用(大小・時間帯問わず)
- ⑤ 直火・キャンプファイヤーなど
- ⑥ 使用を許可された区画以外の横断
- ⑦ 利用者がいない区画・建物・設備等を無断で使用すること
- ⑧ 利用時間を超過しての使用
- ⑨ ゴミや灰・炭・燃え残った薪などを指定の場所以外に捨てること
- ⑩ 大きい声を出したり、騒いだりする行為
- ⑪ 歩きながら煙草を吸うこと
- ⑫ 共有スペースを占有すること
- ⑬ 他人の迷惑になる行為をすること
- ⑭ 他、社会通念上、マナー違反と思われる行為

第四条 (定義) TAC の使用できる施設について、使用施設ごとに性質が異なるため、以下の区分とする。

- ① オートキャンプサイト(以下、AC サイト)
- ② キャンプサイト(以下、C サイト)
- ③ 宿泊棟(ログケビン3棟、ログハウス2棟、グループケビン1棟、ログトレーラー1棟 ※2017年4月1日現在)
- ④ バーベキュー広場(以下、BBQ 広場 ※BBQ 炉及び炊事炉含む)
- ⑤ 他施設(体験小屋、管理棟内ホール等)

- 第五条 (事前予約) TAC 施設使用にあたり、事前予約が必要で、予約は原則として、窓口、電話または電子メールで行うものとする。
- 第2項 事前予約は、使用予定日の3か月前より受け付けることができる。
- 第3項 チェックインの時間が20:00以降となってしまう場合は、原則的に事前予約を受けることはできない。
- 第4項 第七条(利用の目的)に該当する場合の利用は受け付けることができない。また団体は第九条(団体の定義)に該当していることが条件とする。
- 第5項 事前予約の際に、イベント等企画している場合はその内容を、可能な限り明確に、職員に説明しなければならない。
- 第6項 事前予約後に、イベント企画内容が変更となった場合、変更内容を職員に説明しなければならない。
- 第7項 第5項および第6項に関して、第七条(利用の目的)または第八条(使用人数の固定)に該当する場合は、事前予約を取り消すことができる。
- 第六条 (使用申請と料金の支払い) TAC 施設使用にあたり、必ず管理棟受付で使用の申請をし、料金等を支払後にTAC施設の使用ができるものとする。
- 第2項 料金に関しては、別途料金表を作成し、料金表に基づき精算を行う。(「宿泊施設ご利用料金案内」「レンタル用品一覧」「BBQ炉のご予約にあたり、準備するもの」を料金表として使用している。 ※2017年4月1日現在)
- 第七条 (利用の目的) 個人、団体を問わず、営利を目的とした使用と判断される場合は、施設使用を許可しない。予約時点で不明な場合でも、使用時に営利が目的と判断される場合は、使用の許可を取り消すこととする。
- 第2項 個人、団体がイベント目的で使用する場合は、第1項に該当しない限り基本的に使用可能とする。ただし、第八条(使用人数の固定)について該当する場合は使用を許可しない。
- 第八条 (使用人数の固定) 個人でも団体においても、使用する人数を固定しなければならない。不特定多数の利用者が出入りする場合、治安・交通の観点から管理が難しいと想定されるので、使用は許可しない。予約時点で不明な場合でも、使用時に使用する人が不特定多数の場合は、使用の許可を取り消すこととする。
- 第九条 (団体の定義) 団体とは団体名称での申請があった場合、人数にかかわらず団体扱いとする。
- 第2項 人数に係らず複数施設を使用する場合で、職員が団体と判断した場合は団体とする。(複数施設とは、ACサイト2区画以上、あるいはACサイトまたはCサイト1区画以上と宿泊棟など。)
- 第十条 (使用人数の虚偽申請) 使用人数を虚偽申請した場合、軽微であれば精算、意図的かつ悪質と判断された場合は、宿泊料を使用施設の正当な料金にて精算の後、使用の許可を取り消すこととする。
- 第十一条 (利用時間) チェックインとチェックアウトの時間について、使用施設別に以下の通りとする。(時間は24h表示)
- ① ACサイト・Cサイト チェックイン14:00～20:00 チェックアウト翌10:00まで(1泊)

- デイ利用の場合、チェックイン 10:00 から、チェックアウト 17:00 まで
- ② 宿泊棟 チェックイン 14:00～20:00 チェックアウト翌 10:00 まで(1泊)
デイ利用の場合、チェックイン 10:00 から、チェックアウト 17:00 まで
 - ③ BBQ 広場 チェックイン 10:00 から、チェックアウト 15:00 まで
 - ④ AC サイト・C サイト・宿泊棟使用時の消灯時間は 22:00 とする。
 - ⑤ コインランドリー・コインシャワーの使用時間は 7:30～22:00 とする。
 - ⑥ 管理棟内トイレは 24 時間使用可能とする。
 - ⑦ 管理棟内トイレを除く TAC 内トイレ棟、炊事棟及び AC サイトの水道は、24 時間使用可能とする。ただし、使用にあたっては、消灯後は最小限の利用とする。炊事炉に関しては、消灯後は、調理等の利用はできないこととする。(冬期間は凍結防止のため使用できない。目安 12 月～3 月中頃の期間。)
 - ⑧ 売店及び管理棟内共有スペースは 8:30～17:30 まで利用及び使用可能とする。ただし、大雨・大雪・近隣の火災などを含む天変地異などの不可抗力な事態等が発生した場合、一次屋内退避場所として使用する場合は時間の制限はしないこととする。

第十二条 (延長) 予めチェックインをした際に利用する時間が決められており、第三条⑧において利用時間の延長も禁止されているが、やむを得ない事情が発生した場合においては、事前(チェックアウトの 30 分前まで)に申請し、利用を延長することができる。ただし、他に予約が入っていない場合に限る。やむを得ない事情とは、疾病・怪我などにより緊急を要する場合、天災など不可抗力による場合、その他職員がやむを得ない事情と判断した場合とし、雨天等はやむを得ない事情とはならない。また BBQ 広場は延長利用ができないため、延長料金も発生しない。

第 2 項 やむを得ない事情もなく、事前に申請せず、利用時間を超過した場合は、使用施設の日帰り使用料を基に算出した相当額を超過料金として支払い、速やかにチェックアウトしなければならない。

第十三条 (施設またはレンタル品等の破損・損壊) 利用者が、AC サイト・C サイトの芝面を焦がした場合、宿泊棟の床等を炭化もしくは燃やしてしまった場合、BBQ 広場内の炉を損壊してしまった場合や、TAC の施設・設備・備品等を損傷し又は滅失した場合など、利用者は実費にて修理費用等を支払うこととする。同様にレンタル品も破損・損壊した場合は、修理費用もしくは再購入費用を支払うこととする。再購入にあたって、破損・損壊したレンタル品は TAC にて処分することとし、使用者には金銭負担のみとする。

第十四条 (特例) TAC が主催するイベントの場合、特例として営利目的の販売等を許可する。販売等可能な者は、主催者が依頼した業者・個人または販売許可をした業者・個人とする。販売する物等は公序良俗に違反しないものに限られ、主催者から販売許可を受けたものとする。

第 2 項 イベント期間中は、出店業者の車の芝生への乗上げを許可する。ただし、芝面等を傷めないようにすることを条件とし、もし傷めてしまった場合は速やかに主催者へ報告することとする。

第 3 項 出店業者以外に、不特定多数の人が出入りすることも可能とするが、交通誘導等の人員を手配すること、イベント期間中に業者以外の宿泊使用者がいないことを条件とする。

第十五条 (貸切) 任意の団体または個人が、TAC の全施設もしくは各施設の全区画または全炉数・全棟を使用申請し、独占をすることはできない。

例えば、BBQ 広場の一部あるいは大多数の炉を使用するが、他の使用者に使用されたくない場合、使用しない炉の分のレンタル料金を支払うことで、他の使用者を排除することはできない。(利用の公正公平)

第2項 AC サイトを使用する際、使用人数等から全ての区画を使用することが妥当である場合、利用の不公平とはならず正常使用と判断し、使用を許可する。(AC サイト全区画使用) C サイト・宿泊棟・BBQ 広場も同様とする(C サイトはC サイト全区画使用、宿泊棟は全棟使用、BBQ 広場は全炉使用)
※貸切は公正公平の観点から不適切な言葉であるが、貸切は便宜上使う言葉であり、全区画使用、全棟使用、全炉使用を意味する。

第十六条 (持込の許可) TAC の施設使用にあたり、持込または使用に関する制限を、使用する施設毎に設けることとする。

	AC サイト	C サイト	宿泊棟	BBQ 広場	他施設
キャンプ用品(全般)	○	○	○	×	△条件付で可
食材・飲料品等	○	○	○	○	△条件付で可
イス・テーブル	○	○	○	×	△条件付で可
調理器具	○	○	○	△レンタルのみ○	△条件付で可
BBQ コンロ	○	○	○	△団体受入時のみ○	△条件付で可
鉄板・アミ	○	○	○	△団体受入時のみ○	△条件付で可
焚火台	○	○	○	×	△条件付で可
スモーカー	△使用制限有	△使用制限有	△使用制限有	×	△条件付で可
投光器	△使用制限有	△使用制限有	△使用制限有	×	△条件付で可
AV 機器	×	×	×	×	△条件付で可
ガスボンベ(業務用)	△条件付で可	△条件付で可	△条件付で可	△条件付で可	体験小屋のみ○,他は×
ブルーシート	△条件付で可	△条件付で可	△条件付で可	△条件付で可	△条件付で可
かき氷製造機等	△条件付で可	△条件付で可	△条件付で可	△条件付で可	△条件付で可
ビールサーバー	×	×	△使用制限有	△使用制限有	△使用制限有
ドローン等	△条件付で可	△条件付で可	△条件付で可	△条件付で可	△条件付で可

○：持込・使用可能 △：下記の説明の通り ×：持込・使用不可

使用制限有：他の利用者の迷惑にならないように使用すること。

条件付で可：キャンプ場主催で行うイベントが条件となる。通常の利用時には使用できない。

レンタルのみ○：予めレンタルとして用意されているもののみ使用可能。

団体受入時のみ○：団体受入時のみ、予めレンタルとして用意されているもののみ使用可能。

第十七条 (宿泊施設の移動) 宿泊施設を宿泊期間中変える場合、下記の表の通り料金を支払うこととする。

AC サイト ↔ AC サイト	追加料金無し
AC サイト ↔ C サイト	追加料金無し
AC サイト ↔ 宿泊棟	宿泊棟の日帰り料金
C サイト ↔ C サイト	追加料金無し
C サイト ↔ 宿泊棟	宿泊棟の日帰り料金
宿泊棟 ↔ 宿泊棟	料金の安い方の宿泊棟の日帰り料金

第十八条（駐車場利用について） 駐車場に関してそれぞれの施設毎に用意してある台数制限に基づき使用する。制限を超える台数を駐車する場合は、所定の駐車場を使用する。（所定の駐車場とは、管理棟前階段下駐車場及びBBQ広場駐車場とする。）

第2項 使用する施設の駐車場から道路にはみ出す場合は、施設毎の駐車場ではなく、所定の駐車場を使用する。

第3項 各施設毎に用意してある駐車場の台数制限は以下の通りとする。

- (1) ACサイト全区画 各1台
- (2) Cサイト区画 各1台、ただし、駐車スペースが2台ある区画は2台まで
- (3) 宿泊棟 グループケビンのみ2台で、その他の宿泊棟は1台

第十九条（暴力団等について） 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等、反社会团体及び反社会团体員（暴力団、過激行動団体等、またはその構成員）は、当施設への入場及び全ての施設の利用ができない。チェックイン後に、その事実が判明した場合、使用の許可を取り消すこととし、応じない場合は、警察へ通報し、しかるべき対応をとることとする。また、その際、既に領収済みの料金等については、返金等は一切しない。

第二十条（刺青・タトゥー等について） 刺青・タトゥー等が入っている方は、その大小にかかわらず当施設への入場及び全ての施設の利用ができない（シール類等も同様）。チェックイン後に刺青・タトゥー等を確認した場合、使用の許可を取り消すこととし、応じない場合は、警察へ通報し、しかるべき対応をとることとする。また、その際、既に領収済みの料金等については、返金等は一切しない。

（附則）

本利用規則は、平成29年4月1日より施行する。